

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成23年12月21日京都市条例第25号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市うずまさ学園について、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設としての事業を廃止し、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行うこととしたことに伴い、当該事業に係る利用資格及び利用料金を定めることとしました。

この条例は、平成24年1月1日から施行することとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第25号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 別表2に掲げる施設においては、次の事業を行う。

(1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、別に定めるものを行う事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第5条第1項第1号中「の規定による介護給付費を支給する旨の決定」を「に規定する支給決定」に改め、同項第2号中「知的障害者福祉法」を「提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法」に、「が必要であると認められる」を「を受けた」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「から第3号まで」を削り、同項第1号中「同項第1号から第3号までに掲げる障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）」を「当該事業」に、「の規定による介護給付費又は訓練等給付費を支給する旨の決定」を「に規定する支給決定」に改め、同項第2号中「知的障害者福祉法」を「提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法」に、「が必要であると認められる」を「を受けた」に改める。

第7条第2号中「から第3号まで」を削る。

別表1京都市うずまさ学園の項を削り、同表2京都市やましな学園の項の次に次の1項を加える。

京都市うずまさ学園	京都市右京区太秦森ヶ前町21番地の10	60
-----------	---------------------	----

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)